

アメリカ外交における「自由」と「介入」

——戦間期と第二次大戦期に関するH・フーヴァーの著述を手がかりに——

森 まり子

目次

序論——本稿の問題意識——

第一節 「裏切られた自由」の概要と背景

(一) 同書の粗筋

(二) 同書公刊の背景

(三) 同書の史料的性格と意義

第二節 「自由」と「介入」をめぐる『裏切られた自由』の論点

第三節 「自由」と「介入」をめぐるフーヴァーの議論

——他の著述も加味して——

(一) 「アメリカ的システム」の核心としての「自由」

① 「自由」の定義

② 「アメリカ的システム」の内実

③ 「アメリカ的自由」の特質——共産主義の根本的否定——

(二) 「自由」を守る手段としての「介入」

① ウィルソンの「介入」へのアンビバレントな評価

② 「介入」の限界——「現地」との摩擦——

③ 「介入」自体の正当化

(三) 「自由」の矛盾——適用される人々と適用されぬ人々——

第四節 フーヴァーの議論から浮かび上がるアメリカの自画像

(一) フーヴァーのローズヴェルト批判の客観的位置づけ

① アメリカのソ連承認（一九三三）とニューデイルへの批判について

② ローズヴェルトの介入型外交は「アメリカの対外政策における革命」であったとの批判について

(二) 〈反共産主義〉の自画像

① 「自由」の絶対化

② 「自由」への本質的脅威としての共産主義とイスラーム

(三) 〈介入へのアンビバレンス〉の自画像

① フーヴァーの日独に関する〈介入へのアンビバレンス〉

② アメリカ外交における〈介入へのアンビバレンス〉とその消失

結び

本稿は、戦間期にアメリカ大統領（一九二九～三三、共和党）を務めたハーバート・フーヴァー^①の回想録『裏切られた自由』を主な素材とし、彼のその他の著述を補完的に用いて、戦間期・第二次大戦期のアメリカ外交における「自由」と「介入」^②について考察するものである。それにあたり中東研究者が何故この問題に取り組むのかを説明せねばならない。

まず本稿は、「イスラーム国」等のイスラーム過激派^③とアメリカの対峙によって生じている危機の根源を明らかにするという私の学問的課題の一部を構成する。この対峙が深刻化する中で、「イスラーム過激派とは何か」という趣旨の論説が日本や欧米の学界・言論界には数多く提出されたのに比べ、「アメリカとは何か」という問いかけがなされる事は少なかった。本稿はこの「視点の不均衡」から脱する試みとして、「アメリカとは何か」という問いを立てる。「イスラーム過激派とは何か」を問うなら「アメリカとは何か」とも問い得るはずであり、問いの頻度の差は公平性を欠くからである。具体的には、アメリカは何故「自由」を掲げて他地域への軍事介入を繰り返すのかという疑問を念頭に、今日のアメリカの対決的な対イスラーム外交^④の根底にある精神の歴史的起源を、戦間期・第二次大戦期のアメリカ外交における「自由」と「介入」の位置づけを考える事により説明しようとする。

「アメリカとは何か」を問い得た時代は冷戦期であり、ソ連との

対立はアメリカ的「自由」の本質を鋭く浮かび上がらせた。ソ連が崩壊した一九九〇年代以降、アメリカにとつて共産主義に代わる「挑戦者」として存在感を増したのがイスラーム過激派であり、彼らのテロ活動をアメリカは「自由」への脅威と捉えた。二〇〇一年九月十一日のテロを引き金としたアフガニスタン戦争（二〇〇一～一四）とイラク戦争（二〇〇三～一）が「自由」を冠した作戦名（Operation Enduring Freedom、Operation Iraqi Freedom）を持つ事は象徴的である。^⑤

両戦争はアメリカが「自由」の名の下に各地に介入した冷戦期の対外政策を継承したものであるが、冷戦期以前に遡るとその様な介入型外交はF・ローズヴェルト政権期（一九三三～四五）にも見られる。二〇一一年に、同政権の外交を批判したフーヴァー元大統領の回想録が執筆から半世紀を経て公刊された。第二次大戦の再解釈を提示する「修正主義史観」が注目されたこの書物が、本稿の主な素材となるフーヴァーの『裏切られた自由』である。

論争性のある同書を一次史料として扱うには慎重を要する。外交史の新事実の発見の為に使用するなら、他の一次史料との照合が必要とされよう。しかし本稿では新事実の発見ではなく、戦後のアメリカの対外行動に影響を与えたと考えられる戦間期・第二次大戦期に、「自由」と「介入」の関係がどの様に捉えられていたかという事的一端を政治家の叙述の中に探る事を目的とし、この回想録を、フーヴァーの一九三〇年代～四〇年代当時の考え方を反映する他の著述で補完しつつ使用する。第一節で『裏切られた自由』の概要と

背景を、第二節で同書の主要論点を概観し、そこから浮かび上がるフーヴァーの思考を、第三節で彼の他の著作を補完的に用いつつ掘り下げる。その結果見えてきた彼の思考の骨組みを、第四節で長期のアメリカ政治外交史の中に位置づけ、今日的視点で考察する。

第一節 『裏切られた自由』の概要と背景

本節では、本稿で用いる主要史料である『裏切られた自由』の概要と背景を概観する。

(一) 同書の粗筋

次節で主要論点を抽出する前段階の作業として、同書の粗筋を以下に示す。——ローズヴェルト政権は孤立主義的政策を転換して第二次大戦に参戦したが、自らが理念として掲げた「自由」を裏切る形となった。具体的には、「自由」に対する共産主義ソ連の脅威を過小評価し、ナチス・ドイツの脅威を過大評価してソ連と協力した結果、ソ連の勢力伸長を助けて冷戦の原因をつくり、また東欧諸国を共産主義陣営に引き渡してこれらの国の「自由」を失わせる事になった。また対日戦争はローズヴェルト政権の挑発的政策の結果引き起こされたものであり、この真実を国民に隠していた事も「自由」への裏切りであった。

(二) 同書公刊の背景

次にこの様な論争的な回想録が刊行された背景と経緯を概観する。¹⁰⁾

フーヴァーは大統領在任中に恐慌への有効な対処ができず、一九三二年の大統領選でニューディールを公約として掲げたローズヴェルトに敗れる。退任後の一九三四年秋に刊行しベストセラーとなった『自由への挑戦』において、彼はニューディールを「自由」のシステムへの攻撃であると批判したが、その背景にはローズヴェルトに対抗して政権復帰をめざす意図があった。第二次大戦前夜に彼は、当初孤立主義的政策をとっていたローズヴェルトが一九三七年以降ヨーロッパへの介入政策に転換した事を「アメリカの対外政策における革命」と批判し、第一次大戦の惨禍をヨーロッパでの人道的救援活動中に目撃した経験や、ヨーロッパとアメリカの相違への認識から、侵略された場合を除きヨーロッパに介入すべきでないとして参戦に反対した。一九四〇年に大統領候補の指名獲得をめざしたが果たせず、ローズヴェルトの三選を見る。フーヴァーは政権復帰の夢が潰えた上に自国の参戦を防げず、戦時中はローズヴェルトによって人道的救援活動の公務から遠ざけられるという失意の中で回想録を執筆し始める。この間に戦後構想を含んだギブソンとの共著『恒久平和の諸問題』(一九四二)を刊行するが、ベストセラーとなった同書が戦後の共和党を非孤立主義に導いたという見方もある。一九四〇年以降に精力的に書かれたフーヴァーの回想録は何冊かの本として順次刊行され、残った原稿が度重なる改訂の末に『裏切られた自由』という最終的な形になった。彼の著述においてはローズヴェルト政権への批判が主要な要素の一つになっているが、とりわけ第二次大戦期における同政権のソ連への譲歩が東欧諸国の共産

化（自由が失われる）につながった、という批判を主軸に据えたのが『裏切られた自由』である。

回想録の草稿はトルーマンの原爆投下や対中国政策にも批判的に言及していたが、一九五〇年代初頭の政治情勢により彼はトルーマンを批判した部分の公刊をためらう。一九五〇年代に彼はローズヴェルトとチャーチルについての回想録中の表現を和らげ、「反共」を打ち出す構成の改訂版を作った。死期を悟った一九六二年頃、彼は『裏切られた自由』と題した最終稿への助言をマッカーサーらに求めている。しかし一九六四年に九十才で死去した後、最終稿の刊行は立ち消えになった。理由は不明であるが、ローズヴェルト批判が反撥を引き起こす事を関係者が恐れたためと推測される。それから半世紀が過ぎ、彼の母校であるスタンフォード大学のフーヴァー研究所の依頼を二〇〇九年に受けた研究者ジョージ・ナッシュ氏が未公刊草稿の編集を行い、『裏切られた自由』として公刊するに至った。

(三) 同書の史料性格と意義

ここでは本稿の主題に関わる範囲に限定して同書の史料価値と性格について述べる。

同書のかなりの部分が公刊史料に基づいているため事実関係には既知のものが多く、彼が個人的な人間関係や体験から得ている知見には当時を生きた人でなくては持ち得ない貴重な視点が含まれており、これが「自由」と「介入」の位置づけを探るといふ本稿の課

題解明に資する。また「フーヴァーの著作は彼自身のみならず、彼が生きた時代とその先の時代のアメリカの多くの世論形成者の対外政策上の思考を反映している」という評価もあり、当時の認識を広く代弁する点も本稿の課題解明に資する。

しかし留保すべき点もある。改稿を重ねた二十年間に政治情勢や著者の個人的状況の変化に由来する力点の微妙な変化が生じ、同書が、その原型が書かれ始めた一九四〇年代初頭の精神のみならず、最終稿の書かれた一九六〇年代初頭の冷戦期の精神をも反映している事は否定できない。冷戦期から振り返つての第二次大戦観をいかに扱うか。またローズヴェルトとの確執に由来する叙述の主観性を、場合によっては差し引くという問題もある。

しかし外交史ではなく政治思想史を扱う本稿にとつては、上記の留保すべき点を適切に考慮すれば、冷戦期の精神の反映や叙述の主観性、言い換えれば不整合性のありのままの露出が逆に、アメリカ外交における「自由」と「介入」の論理構造を考える上で「補正した客観的叙述」が与え得る以上の示唆を含んでいるのである。

第二節 「自由」と「介入」をめぐる

『裏切られた自由』の論点

本節では前節で見た概要を念頭に、『裏切られた自由』の論点を必要な限りで概観する。

〈論点一〉ローズヴェルトの共産主義とソ連への妥協は「自由」に対する裏切りであった

一九三三年のソ連承認以来、連邦政府諸機関への共産主義の浸透が始まった。自分（フーヴァー）は、独ソ戦開始時にローズヴェルト大統領が表明した対ソ支援に強く反対した。他方、大西洋憲章を自分はウイルソンの十四か条と重なるものとして評価したが、ソ連への譲歩により憲章は葬り去られた。テヘラン会談（一九四三年末）の合意によりバルト三国等がソ連に併合され、チェコスロヴァキア等が衛星国と化した。ヤルタ会談（一九四五年初）では大西洋憲章の諸原則が再確認されたが、この時点で既に憲章は形骸化していた。また同会談における秘密極東合意は、ソ連の対日参戦の見返りとして中国におけるソ連の権益を保証しており、中国（蒋介石）を犠牲にしてスターリンに多大な譲歩をした合意であった。¹³

〈論点二〉アメリカ的自由はヨーロッパに適合しない為ヨーロッパに介入すべきではない

自分は一九三八年の訪欧で各国指導者から率直な意見を聞く機会を得た。ベルギーでは、戦争が起きた場合にアメリカが介入すべきでない理由の一つとして、「人種の独立と自由についてのアメリカの主張はヨーロッパの場面に適合しない」という点が挙げられた。オーストリアでもアメリカはヨーロッパの戦争に介入すべきではないという意見が聞かれ、ヨーロッパの金融崩壊は「ダニユープ渓谷を人種の土台に基づく五つの国家の間で分割したヴェルサイユ条約の経済的帰結」であるとの見方が示された。チェコスロヴァキアでは少数派に広範な自治を認めたサンジェルマン条約に反してチェコ人が重要な地位を占めたため、ズデーテン・ドイツ人の分離要求が

激化し、政府が苦境に陥っていた。ラトヴィア大統領は、自国のファシスト政府の成立の原因として多党乱立による議会制民主主義の機能不全を指摘した。以上に鑑みてヨーロッパに介入すべきではないというのが自分の結論である。自国の防衛が先決であり、ヨーロッパが備えを怠った故に招来した紛争の処理をするいわれはなく、「アメリカはヨーロッパの二十六の人種や世界に自らの自由と理念を押し付ける事はできない」からである。ウイルソンは偉大であるが、アメリカ人の理想主義とヨーロッパへの無知が混乱をもたらす事を示した。¹⁴

〈論点三〉ドイツの目は東方へ向いていたためドイツを阻止せずソ連と争わせ、両国の自滅を待つべきであった¹⁵

〈論点四〉ローズヴェルトが孤立主義を放棄し外国政治に介入したのは「アメリカの対外政策における革命」であった

ローズヴェルトは最初の四年間は極端な孤立主義を保っていたが（中立法など）、一九三七年以降急速に外国政治に介入しアメリカを戦争に巻き込んだ。戦争はアメリカや西半球が直接脅かされた場合にのみ行うべきで、「我々の炉辺や我々の名誉を守る為であるべきである」。¹⁶

〈論点五〉対日戦争はローズヴェルト政権の挑発によつて起き、原爆投下は誤りであった

真珠湾攻撃はローズヴェルト政権が日本を経済制裁によつて追い詰めた結果引き起こされ、原爆は日本の降伏は不可避であるという証拠にもかかわらず投下されたものである。皇室存続の保証が「ポ

ツダムの三か月前に日本人々に提示されていたなら、何千人ものアメリカ人の命が救われたであろう。何千人もの婦女子と非戦闘員の男性を殺した「原子」爆弾は落とされなかつたであろう。^①
〔論点六〕ローズヴェルト政権はヒトラーの「脅威」を誇張し、国民を洗脳した^②。

第三節 「自由」と「介入」をめぐるフーヴァーの議論

——他の著述も加味して——

本節(一)(二)では「裏切られた自由」の上記諸論点から浮かび上がった「自由」と「介入」をめぐるフーヴァーの思考を、彼の他の著述をも加味し掘り下げる。(三)では「自由」をめぐる彼の矛盾に注目する。

(一)「アメリカ的システム」の核心としての「自由」

論点の中で比重の高い論点一を貫くのは、米国民の核心的価値としての「自由」概念である。本項ではフーヴァーの一九三四年の著作である「自由への挑戦」を用い、「自由」が彼の思考の中で持った意味と文脈を具体的に掘り下げる。アメリカのみならず世界中で人間の「自由」が危機にさらされているという切迫感の下に書かれた同書は、アメリカにとつての「自由」の本質を一九三〇年代当時の内部視点から照射した史料としての意義を持つ。

① 「自由」の定義

フーヴァーによれば、「自由」(Liberty)とは「政治的『権利』

のカタログ」ではなく、「正義の確信をもって間違っている事や抑圧に対して自由に挑戦する精神」であった。他方自由主義(Freeism)とは、「自由は全ての個人の男女が創造主から賦与されたものであり、経済的権力であれ政治的権力であれいかなる権力もそれを侵害できず、政府でさえそれを否定する事ができない」、また「政府の唯一の目的はこれらの自由を涵養し保証する事である」という主張である。この自由主義の哲学がアメリカ的民主主義(American Democracy)の土台であると彼は論じた^③。

アメリカ的民主主義の土台である自由主義は、自由の為に死んだ多くのアメリカ人の犠牲から育ったと彼は述べる。「あらゆる世代において多くの国民の男女が、人間精神がかくの如く自由である為に死んできた。我々の人種においてはプリマス・ロックに、レキシントンに、フォージ渓谷に、ヨークタウンに、ニューオーリンズに、西部フロンティアの一步ごとに、ゲティスバーグに……この目的の為に死んだアメリカ人の墓がある^④」。合衆国の起源を想起させるプリマス、独立戦争の誉れが刻まれたレキシントン、合衆国の未来の象徴である西部の草原、リンカーンの不朽の理念と結び付いたゲティスバーグなど、アメリカ人が愛国的な郷愁を掻き立てられる地名とそこに斃れた「アメリカ人」無名戦士の墓に触れるこの言説は正にナシオナリズムのそれではないだろうか。この様に彼にとつて「自由」とは建国以来の祖国愛や、独立の為に戦って斃れた「国民」の無数の死と結び付く神聖なものであった。彼は更に進んで自由主義の「アメリカ的發展形態」をアメリカ的自由主義(American Lib-

eralism)、アメリカ的自由主義の「下に発展した社会的・経済的・政府的な我々の生活システム」をアメリカ的システム (American System)⁽²⁸⁾と定義する。

「自由」(Liberty)を「アメリカ的自由」(American Liberty)と同義的に用いると註記しているが、この脚注には重要な含意があると思われる。彼は理論的には自由には複数の形態があり、アメリカ的自由はその一つにすぎないと想定している様に見えながら、実際上は自由とアメリカ的自由は同義であるという矛盾した前提に立っており、かつその矛盾について説明する必要を感じていないのである。実態として同一視できるなら用語を分ける意味はないが、この意図せざる分類の矛盾こそが多くを物語っている。フーヴァーのこの思考法は、「自由」が実際には建国の記憶や愛国心と分かち難く結合した米国民の個別的価値としての側面を多分に持つにもかかわらず、恰も世界中が承服せねばならない普遍的価値であるかの様に常に位置づけられるという、今日のアメリカ外交を貫く論理と合致していないだろうか⁽²⁹⁾。

② 「アメリカ的システム」の内実

アメリカ的自由主義の下に発展した「アメリカ的システム」の上にごそ「我々の国は偉大なものに成長し、人間の解放において世界を主導してきた。自由のこれらの境界線が踏み越えられる時、アメリカはアメリカ的である事をやめるであろう⁽³⁰⁾」と考えるフーヴァーにとって、「アメリカ的生活の最大の問題」は共産主義やファシズムの脅威であった。これを考えるにあたり、彼は「アメリカ的シス

テムの達成を思い起こす事」を提唱する⁽³¹⁾。

フーヴァーは多年にわたり各国に滞在した経験から「非常に多くの人々がアメリカの進歩と自由を理想と見ていた」と述べる。そして彼は故国へ帰る度に「世界の他のどの国よりも大きな親切、大きな隣人愛、大きな個人的責任感、少ない貧困、我々の人々のより大きな快適さと安全、…大きな精神の自由、我々の子供達にとつてのより広い機会、未来へのより高い希望を改めて見出した」が、この様な自由主義的なアメリカのシステムは他のどの社会システムよりも、個人の経済的保証の問題の解決において進んでいたとする⁽³²⁾。この様に「アメリカ的システム」の特質を他の社会システムとの比較によつて生活実感の面から述べる一方、彼は「アメリカ的システム」の歴史的形成過程について説明する。

彼はアメリカに來た「我々の先祖」が「国民的独立を求める闘争」を行うと共に「人間の新しい自由を求めて闘っていた」とし、アメリカ独立革命における「自由」の個別的・国民的な位置づけと普遍的・世界的な位置づけという二重性を意識しつつ、「自由」を「政府の構造の中に組み込んだ近代最初の国民」が合衆国であったと論じる。連邦政府が諸国民の間での「我々の自由 (freedom)」すなわち主権を維持する一方、「連邦政府からの保証の下で諸州が地方自治の責任を通じて個人の自由を保全」するという「二重の責任」体制により「自由」は保証されている。かくして独立革命時に「自由」の中に「我々の政府の形態」が織り込まれて以来、「我々」は絶え間なく「自由」を開墾し続け、遂に「我々の土の中に根ざし我々

の生活の中に深く染み込んだアメリカ的システム」をつくった。すなわちアメリカ的システムとはアメリカ固有の自由に根ざしたいわば土着的なシステムであり、「それは全てのヨーロッパの自由主義システムと重要な点で異なっている。それ故、私はイギリス的自由主義やフランス的自由主義について語らない。私はアメリカ的自由主義について語る。それは常に生きた信条であり、我々の個別的な世界の諸問題に対応するべく前進してきた」と彼は述べる。

アメリカの個別的な問題に対処するものとしてのアメリカ的自由主義と、そのシステムについて彼はこうも言う。「我々のアメリカ的システムは経済的手段、権力の範囲の確定、代表制政府の計画、秩序と正義を維持する為の組織……であるだけではない。それ「アメリカ的システム」はそれをはるかに超えるものだ、というのもそれはより高い基準、より高い野望と理想に対する刺激のシステムであるからだ」つまりアメリカ的システムの根源にあるアメリカ的自由主義はヨーロッパの自由主義と区別される一方、世界大に進出するアメリカの「野望と理想」を刺激する、普遍性を帯びた源泉と捉えられていた事になる。そのアメリカ的自由主義の特質の一つは、彼によれば「凍結した階級や階級闘争という概念全体を否定する」点、すなわち共産主義の否定にあった。

③ 「アメリカ的自由」の特質——共産主義の根本的否定——
フーヴァーは「アメリカ的システム」に挑戦する危険な思想として社会主義、共産主義、ファシズム、ナチズム、国民的隊列化 (Nazional Regimentation, ニューデールを指す) を挙げ、それらの思

想を「自由な人間 (free men) という我々のアメリカ的概念の全てに対して直接挑戦」する全体主義思想であるとし、この脅威に対してアメリカが「自由の砦」となるべき事を説いた。

彼は全体主義諸思想の中でも特に共産主義を強く拒絶した。「裏切られた自由」に反映されている冷戦期の見方を差し引いて当時の考え方のみを抽出してもなお、フーヴァーが共産主義のソ連をナチズムのドイツや軍国主義の日本以上に危険視し、前者に「妥協した」ローズヴェルトを執拗に批判している事実が浮かび上がる。彼が共産主義をかくまで突出して拒絶したのは何故か。

思想的理由としては、第一に共産主義が礼拝の自由を侵すと考えられた点である。第二に共産主義の国際的拡散力と国内浸透性への恐怖である。日独については西半球を直接には脅かさないという判断があったのに対し、ソ連を後ろ盾とする共産主義はアメリカ国内に浸透して「自由」の基盤を内部から腐食させる非アメリカ的要素であると彼は考えていた。第三に、第二の要因とも関わる最も重要な要因として、共産主義が、自由主義しか経験しなかったアメリカ社会にとつては未知である階級社会を前提とし、それがアメリカ社会の理想とする「自由な人間」への本質的脅威と捉えられた点である。生まれながらの特権を否定して機会の平等を最も重視し、階級社会を「自分自身の努力による個人の自由な上昇」への障壁と見る「アメリカ的自由」の観点からすると、報酬や所有の平等という社会主義・共産主義の主張は個人から自由な発想や向上心を奪う危険な平等思想であった。

政治的理由としては（思想的要因とも絡んでいるが）、国内の大量処刑、条約違反を伴う民主主義国への軍事侵攻、民主主義国の内部を掘り崩す活動への支援といった、ソ連の国内政策と対外政策が挙げられる。例えば独ソ戦の開始後にローズヴェルトが打ち出した対ソ支援への反対を表明した一九四一年六月二十九日のラジオでの全米向けの「生涯で最も重要な演説」においてフーヴァーはソ連政治について次の様に述べている。「：彼ら「ウィルソンからフーヴァーまでの四人の大統領」がその様にした「ソ連承認を拒否した」のは、ここに歴史においてかつて樹立された中で最も血腥い独裁政治と恐怖の一つがあるからだ。それは人間の権利と人間の自由のあらゆる外形を破壊した。それは神への礼拝の好戦的な破壊者である。それは何百万人もの無実の人々を正義の外形なくして残酷に処刑している。それは残りを奴隷化してきた。その上それはあらゆる国際規約を破り、アメリカを含む全ての民主主義国に対する世界的陰謀を遂行してきた」。彼は、ソ連が一九三三年にアメリカによって承認された際にアメリカの安全保障を害する行為は控えるという合意を結んだにもかかわらず、アメリカの共産党の活動はその合意に違反していたと見る。また彼は一九三九年にスターリンがポーランド、バルト三国、フィンランドなど民主主義国を攻撃した事を指摘し、対ソ同盟は対独同盟と同じ位「全てのアメリカ的なるもの」への侵害であるとした⁽³⁾。

民主主義国に対する世界的陰謀という三番目の要素は、共産主義の国内浸透と関連しているが、この側面と結び付けて彼が危険視し

たのがニューディールであった。ニューディールは民主的機構の中に社会主義を導入する事によって内部から「自由」を掘り崩す政策と彼の目には映った。経済回復の為の緊急計画と、アメリカ的自由と矛盾する社会哲学を導入する事とは全く別問題であり、経済統制は執行府への権力集中を要する事から「アメリカ的システムにおいて不可欠な」三権分立と代表制政府に打撃を与えると彼は警告する。彼のニューディール批判には「自由」というアメリカの絶対的な価値体系の中に異質な要素を微塵も入り込ませないという排除の精神（それ自体「自由」と矛盾し得る）が垣間見える。それは「自由の絶対化」とも言える精神であるが、この問題については第四節で掘り下げる事としたい。

（二）「自由」を守る手段としての「介入」

それでは、上記の様な特質を持つ「自由」を守る手段としての「介入」をフーヴァーはどの様に捉えていたのか。結論から言うと彼の中には、介入の限界を知る故の孤立主義と「他者の為の自由」を掲げる介入主義が混在していた。本項では『裏切られた自由』に加え、彼の別の著書『ウッドロウ・ウィルソンの試練』（一九五八、以下『ウィルソン伝』⁽⁴⁾）も用いてこの混在を検討する。

① ウィルソンの「介入」へのアンビバレントな態度

『ウィルソン伝』においてフーヴァーは、ウィルソンがアメリカ外交の伝統であった孤立主義から脱して第一次大戦に参戦する一方、「アメリカの諸理念を平和の土台として宣言」したとし、ウィルソ

ンの十四か条は「新世界の平和の諸理念」の「全人類への宣言」であったとする⁽⁴⁾。しかし同時に彼はウイルソンの「新世界流の理想主義が連合国の政治家たちの旧世界流の考え方と深刻に衝突するだろうと確信していた」とも明かす。同じ理由から大統領が講和会議に行く事に反対する人々も政権の内部や周辺にいた。ウイルソンは反対論を振り切って参加したが、国際連盟加盟に対する国内の強い反対にも直面する事になる。

フーヴァーは、国際連盟規約起草委員会の委員長であったウイルソンから規約草案についての意見を求められ、草案全体を評価した上で規約第十条（連盟の加盟国は、侵略に対して全加盟国の領土的・一体的と政治的独立を尊重かつ保全し、侵略や侵略の危険が生じた場合にはこの義務が果たされる様な手段について理事会が助言するという趣旨）や、侵略が生じた場合の経済的・軍事的制裁についての諸規定を「かくも革命的でかくも若い組織」が遂行できないのではないかと疑念を表明した。これに対しウイルソンは、将来において先の大戦の様な惨禍を防ぐにはフーヴァーの言う「道徳的・外交的圧力」より「はるかに強力な行動」が必要なのだと答える。後にフーヴァーは、ウイルソンが連盟規約の第十条と強制力についての諸規定を国際連盟の核心と考えており、合衆国憲法における類いの諸規定の信奉者である事を聞き及んだ。

しかしヴェルサイユ条約への国内の反対は、ウイルソンが正に「国際連盟」規約全体の背骨」と考えていた第十条に収斂する。彼の説得の努力にもかかわらず、多くの共和党上院議員はモンロー教

書の明示的承認の欠如や、国際連盟は国内事項については行動すべきではないとの規定の欠如等を理由に国際連盟規約に難色を示し、一九二〇年三月の上院でヴェルサイユ条約は批准されなかった。賛否いずれも両党議員が入り乱れる投票結果であった。

フーヴァーは以上の経過の描写、特に第十条に対する自らの肯定的評価と留保の両方を提示する事によって、「自由」の理念に基づく「介入」や、アメリカをモデルとして国際秩序を造り変えるというウイルソンの理想に理解を示しつつも、「介入」には国際的・国内的限界があり、ウイルソンの理想が孤立主義を一掃するには時期尚早であったとの所感をにじませる。

② 「介入」の限界——「現地」との摩擦——

以上の様に介入の限界には国内的要因もあるが、介入先の「現地」との摩擦の問題もあるとフーヴァーは見ている。『ウイルソン伝』において彼はヨーロッパとアメリカの違い故の介入の限界を次の様に指摘する。——ウイルソンが第一次大戦直後にヨーロッパで直面したのは「政府と社会経済生活についての旧世界と新世界のコンセプトの和解決したい対立」であった。その背景には「我々の先祖がヨーロッパから逃げて来たのは彼らが既に階級分化、宗教、自由についてのそれ「ヨーロッパ」の考え方と齟齬をきたしていたからであったが、我々は三世紀間にますます遠く隔たっていた」という事情があった。帝国主義と植民地主義、軍事同盟と勢力均衡という思考が支配的である英仏伊の政治家たちにとって、「諸民族が彼ら自身の独立と政府の形態を決める権利を持つ」というアメリカ的コン

セプト」、すなわち民族自決を唱えるウィルソンは「脅威を感じさせる侵入者」であった、と。⁽⁴⁾

ウィルソン外交の限界についての同様の指摘は、アメリカはヨーロッパの戦争に巻き込まれるべきではないという趣旨の、第二次大戦勃発直前の彼の論文にも見られる。「彼「ウィルソン」は幾つかの国民を自由の方向へと助けた。彼は時間がたつて憎悪と強欲が冷めれば、国際連盟が「ヴェルサイユ」条約の失敗を再建できると望んだのである。「改行」彼は部分的には敗北したにもかかわらず、アメリカ人はそれでも正義の為に闘ったかの「偉大な」アメリカ人を誇りに思うだろう。しかし彼はアメリカ人の理想主義と、ヨーロッパにおける目に見えない諸力に対するアメリカ人の無知が、ヨーロッパの平和の厳然たる必要性を混乱させ得るだけだという事を証明した」。この様にフーヴァーは、アメリカ的理想を押し付ける介入が「現地」について無知なまま行われると、「現地」との摩擦やその地の混乱を引き起こす危険がある、と著述の複数箇所指摘している。

③ 「介入」自体の正当化

しかし他方でフーヴァーが「介入」自体の正当性を、著述の複数箇所明確に主張している事も事実である。例えば彼は第一次大戦直後に、アメリカの参戦はアメリカを含む「全ての民主主義国への脅威としての専制を破壊する為」であったと正当化している。⁽⁵⁾

第二次大戦参戦については、ヨーロッパに介入すべきではない(論点二)という彼の公的立場は参戦後に変化している。既に『恒

久平和の諸問題』(一九四二)で戦後を見ずえた非孤立主義を打ち出していた彼は、全米に放送された一九四四年六月二十七日の共和党大会での演説で「他者の為の自由」(Freedom for others)に言及し、その為の介入を正当化した。アメリカ人はいかなる国民への支配も望まないとした上で彼は述べる。「他の諸人民の為の自由の理念はアメリカの歴史とアメリカ人の心の奥深くにある。それはウツドロウ・ウィルソンの十四か条に由来するのでも大西洋憲章に由来するのでもなかった。それは自らの独立を勝ち取った苦しみと犠牲によって、アメリカの人々の心の中に埋め込まれたものである。我々がモンロー教書「二八二三」を確立したのは、我々がメキシコ戦争「一八四六〜四八、カリフォルニアを獲得」、スペイン戦争「米西戦争、一八九八」、第一次世界大戦を戦ったのは解放と自由を求める諸人民の叫びに答えての事であった。そして今、二十一年後、我々は再びアメリカの息子達を自由の呼び声に捧げているのである。「改行」他者の為の自由というこの精神的衝動がなかったら、我々はこれらの戦争のただの一つも戦わなかっただろう。我々が中国の自由に関心を持たなかったなら真珠湾で攻撃される事はなかっただろう。全ヨーロッパで自由が危険にさらされていたというそれだけの理由で我々はこの多大な努力をしているのだ。「改行」それ故に、アメリカの人々は外国支配から自由である事を望む他の全ての国「の独立」と共に、ポーランドの独立を含まないいかなる解決も歓迎しやうにない。⁽⁶⁾」フーヴァーは別の所でも「我々の独立宣言と共に、諸民族が彼ら自身の独立と政府の形態を決める権利を持つと

いうアメリカ的コンセプトが到来した。我々は百年前のギリシアのトルコからの自由の宣言に始まって、これらの目的に向けた多くの民族の努力に公の共感を表明していた⁽¹⁸⁾と述べている。これらを総合すると、彼は「他者の為の自由」の理念の淵源はアメリカ独立宣言にあり、以来モンロー教書、ギリシア独立戦争、メキシコ戦争、米西戦争、第一次大戦、ウイルソンの十四か条、第二次大戦、大西洋憲章と一世紀以上にわたりこの理念が受け継がれたという認識に基づいて「介入」を正当化している事になる⁽¹⁹⁾。

以上の様にフーヴァーの議論の中には「他者の為の自由」を掲げた介入への積極性と、介入先の「現地」との摩擦を恐れる故の介入への消極性が混在しており、この混在がウイルソンとローズヴェルトへの彼の評価を分かりにくいものになっている。

この「分かりにくさ」が端的に表れている問題を考えてみたい。第一次大戦参戦後のウイルソン外交が第二次大戦期のローズヴェルト外交と共通性を持つ事が『ウイルソン伝』から浮かび上がるにもかかわらず、フーヴァーが総じてウイルソンに好意的、ローズヴェルトに批判的であるのは何故か。親近感や対立意識という自明の原因を差し引いた上で、この一見矛盾する問題を整合的に理解しようとするなら、二つの説明が可能である。

一つの説明としては、大戦の傷痕癒えぬ戦間期には戦争に巻き込まれないという観点からの孤立主義が根強く残っていた故に、ローズヴェルトの参戦外交がアメリカを戦争に巻き込む望ましくない政策としてフーヴァーの目に映じ、他方ではウイルソンの第一次大戦

後の介入型外交が大戦の惨禍を二度と繰り返さない為に平和の機構を構築するという決意に基づいていた事をフーヴァーは近い関係から知っていた故に高く評価したという事である。もう一つの説明は、「ウイルソン大統領は決して共産主義を許容しなかった」というフーヴァーの評価に手がかりを求める。ウイルソンが反共の立場を表明した事は、ローズヴェルトと本質的に変わらない外交を行いつながらフーヴァーから基本的に高く評価されている重要な要因であると思われる。フーヴァーはローズヴェルトの介入、自体を批判しながら、それと同時に、ドイツを西欧に向かわせソ連を利する間違つた介入のあり方をも同時に批判していたとも考えられるし、前述の様に第二次大戦参戦後に彼の不介入主義の立場が変化し、彼にとつての問題の重心が介入の是非から介入のあり方へと必然的に移行した事と関係しているとも考えられる。いずれにせよフーヴァーの著述全体から判断すると、共産主義を許容したか否かが両者に対する評価に大きく関わっている事は否定し得ない。

(三) 「自由」の矛盾——適用される人々と適用されぬ人々——

フーヴァーの矛盾は「他者の為の自由」の理念を万人に適用しなかった事であった。例えば彼は米西戦争を「キューバ、プエルトリコ、フィリピンをスペイン帝国から解放した」戦争であるとするが、キューバは実質的にアメリカによって保護国化され、プエルトリコとグアム島はスペインからアメリカへ割譲された。アメリカはフィリピンを領有する事となつた上、現地の抵抗運動を弾圧して民族主

義者アギナルドを処刑した。またフィリピンへの海上輸送路の為に一八九八年ハワイを併合する⁽⁵³⁾。つまり彼はスペインからの「解放」がアメリカによる新たな抑圧につながった事には触れておらず、彼の論理においては、ギリシアがオスマン帝国から独立して達成した「自由」はキューバやプエルトリコ、フィリピンやハワイの人々には適用されないのであった。それは東欧諸国やフィンランド等のヨーロッパ系の人々の「自由」が失われた事を熱く論じる態度とは対照的であった。

フーヴァーが「自由」を適用しなかった今一つの例はパレスチナ人であった。彼は一九四五年にパレスチナのアラブ人のイラクへの移送計画をホワイトハウスに提出した事が知られている⁽⁵⁴⁾。この計画に触れた一九四五年十一月十九日付の「パレスチナ問題について」と題する文章の中で彼は、ユダヤ人難民を入植させる為にパレスチナのアラブ人を人口の希薄なイラクへ移送する事は当事者の利益になる、と論じた。「私自身の提案は、それ「イラク」がパレスチナからのアラブ人の再入植の現場とされる事を考慮の上、この大きな土地開発を完成させるべくイラクが融資されるといふものである。これが行われればユダヤ人の大きな移住と植民の為にパレスチナは完全に空になるだろう。パレスチナのアラブ人の移送の提案は一九四四年十二月にイギリス労働党によってなされたが、彼らがどこへ、或いはどの様にして行くべきかについての適切な計画は提案されなかった。「改行」イラクでのその様な開発においては、パレスチナにおけるアラブ人の総人口よりもはるかに多くのアラブ人の為の余

地がある。土壌はもっと肥沃である。彼ら「イラクに移送されるパレスチナのアラブ人」は、アラビア語を話しマホメット教徒である自分達自身の人種の間にいる事になる。パレスチナのアラブ住民は彼らの現在の所有物と引き換えに、よりよい土地からの受益者となるだろう。イラクは農業住民を非常に必要としている故に受益者となるだろう⁽⁵⁵⁾。

パレスチナを唯一の故郷とするアラブ人の移送を、フーヴァーは戦後の東欧の国境線変更に伴うドイツ系住民の追放等を念頭に、「今日何百万人もの人々が一つの土地から別の土地へ移動させられつつある」と述べて正当化した。彼はこの計画が「全ての関係者の善意にとつてのみならず大国の政治的手腕にとつても難題」となる事は承知しているが、「名誉も叡知も備えた解決手段」として提示すると結んでいる⁽⁵⁶⁾。

この案は第二次大戦後の欧米社会が抱いたホロコーストに対する負い目を代弁する様に見える。彼はヨーロッパで生き残ったユダヤ人を救う為には、パレスチナの「アラビア語を話すマホメット教徒」に「自分達自身の人種」のいる「よりよい土地」を与えて退去させるといふ解決策もやむを得ず許容範囲である、と判断したのではない⁽⁵⁷⁾。

他方、第二次大戦後、同様に「自分達自身の人種」の間に帰還する事になったズデーテン・ドイツ人に対してフーヴァーが示した態度は対照的であった。彼は一九四六年のブラハ訪問時にベネシユ大統領に、ズデーテン・ドイツ人全員（一五〇万人以上）がチェコス

ロヴァキアから追放されたのかと尋ねた。二、三千人を除く全員が「人道的」やり方で追放されたというベネシユの答えを彼は批判をこめて回想する。「人道的」やり方とは彼らの背中で彼らの子供達の中で背負って運ぶ事ができる物だけを持った追放であった。当時ドイツを占領していた米軍の、難民に物資を支給する善意の行為がなければ、何万人もが死亡していただろう。「改行」これらの追放は人間の品位の侵害であつたばかりではなく、「彼らは当該諸人民の自由に表明された願望に調和しない領土の変更を見ない事を希求する」という大西洋憲章の規定違反でもあつた、という事は指摘されてよいだろう⁽⁵⁸⁾。フーヴァーの義憤は、その二年後にズデーテン・ドイツ人と全く同様に着のままパレスチナを追われた、その多くがムスリムであるアラブ人の苦しみに向けられる事はなかつた。

第四節 フーヴァーの議論から浮かび上がる アメリカの自画像

本節(二)と(三)では、前節で掘り下げたフーヴァーの著述における議論から浮かび上がる彼の「自画像」を、彼個人の信条のみならずアメリカそのものの本質をも映し出す「アメリカの自画像」と捉える視点で検討し、若干詳細を補足しつつアメリカ政治外交史と照合させる。それに先立ち(一)では、フーヴァーのローズヴェルト批判がアメリカ政治外交史の文脈において妥当性のある議論な

のか、という点を簡単に検討しておく。

(一) フーヴァーのローズヴェルト批判の客観的位置づけ

論点一と四に関わる「ローズヴェルトは共産主義に妥協的であつた」、「ローズヴェルトの介入型外交は『アメリカの対外政策における革命』であつた」という二つの主要な批判を検討する。

① アメリカのソ連承認(一九三三)とニューデイルへの批判について

論点一に関わる「ローズヴェルトは共産主義に妥協的であつたか否か」という問題全般については結論を出す事ができない⁽⁵⁹⁾。ここではローズヴェルトが共産主義に「妥協的」である事例としてフーヴァーが挙げる中で、客観的に検証が可能なソ連承認とニューデイルに関して学説上の評価を確認するにとどめたい。

ソ連承認について学説は、アメリカ経済の回復の為のソ連市場の獲得と日本への牽制という現実主義的な意図を指摘するにとどまり⁽⁶⁰⁾、共産主義への共感に由来する政策であるという見方は特に提示されていない。

ニューデイルについては、社会経済への国家の介入・統制を行ったウイルソン政権以来の「国家権力の拡大」という戦間期の趨勢の延長線上にある事が指摘されると共に、ウイルソンの社会政策と同様、本質的に社会主義的な要素を欠き、あくまでも自由主義経済体制の枠内の体制内改革であつたとの見方が提示されている。例えばリス・ハーツはニューデイルが「体制内改革」であつて社

会主義の基幹概念を欠いていた事を次の様に指摘する。「ウィルソンのニュー・フリーダムとローズヴェルトのニュー・ナシヨナリズムとの間には、大きな『根本的相違』があるというクロウリーの意見は、彼らがともに民主主義的資本主義を受け入れていたことを考えれば、擁護しがたいものである。ウィリアム・アレン・ホワイトが両者の差異は『似たもの同士』の差異にすぎないと述べたのは、彼の鋭い洞察の一つであった。ニュー・フリーダムもニュー・ナシヨナリズムも労働時間制限や労災補償のような社会政策を提唱したことを、もちろん誰も否定する必要はない。これらの政策は『アメリカニズム』の枠の中には完全には納まらないものであったし、小規模ながらそれなりにヨーロッパの自由主義的改革者との類似性を示唆するものであった。しかしこれらはいわばちよつとした欄外の書きこみのようなものであり、…恒久的『労働者階級』の概念や恒久的『社会的恩義』の概念を欠いていた。⁽⁶²⁾

以上のようにすると、社会主義を呼び込む危険な政策というフーヴァーのニューディール批判は妥当というよりも主観的な受け止め方である事になる。すなわちニューディールをもってローズヴェルトが共産主義に妥協的であったと見る事はできない。

② ローズヴェルトの介入型外交は「アメリカの対外政策における革命」であったとの批判について

介入型外交の一例がウィルソン外交に見られる事がフーヴァー自身の手になる『ウィルソン伝』から分かる事に鑑みれば⁽⁶³⁾、右の批判には論理的矛盾がある。他方、ウィルソン政権期に介入型外交が見

られる事はアメリカ外交史において確認する事ができる。

ウィルソン政権期はアメリカの国際経済上の地位の高まりが孤立主義の維持を困難にした事を背景としてイデオロギーに基づく介入型外交が展開された時代であったとされる。例えばウィルソンはメキシコ革命の際の軍事政権の不承認に見られる様に、イデオロギーの立場から承認するか否かを決めるという特有の承認理論を適用すると共に、ハイチやニカラグアに対して軍事的・財政的干渉を行い、中国人民の「自由」の支援という立場から辛亥革命を歓迎し、第一次大戦参戦を機として「自由」と民族自決の理念の下に国際政治に恒久的に介入する転機をつくった。その後一九二〇年代にアメリカは孤立主義に回帰する様に見えたが、実際にはヨーロッパでもアジアでも国際政治に深く介入していく⁽⁶⁴⁾。つまり長期的に見てウィルソン政権は戦間期の介入型外交の前例と趨勢をつくり、ローズヴェルト政権はその延長線上にあったのである。従ってローズヴェルトの介入型外交への転換が「アメリカの対外政策における革命」であったとの批判は誇張を含む事になる。

以上二つの論点の検討から、フーヴァーのローズヴェルト批判には客観的事実と必ずしも合致しない主観的要素が見られる事が示されたが、『アメリカニスト』的咆哮⁽⁶⁵⁾とハーツが呼ぶフーヴァーの主観的批判は、政治思想的に見ると無意味ではない。その批判の中には、共産主義とローズヴェルトという不倶戴天の敵との対峙によってフーヴァーの中で像を結んだ（アメリカ的自由主義者の自画像）が露出しているからである。それは、一九三〇年代というアメ

リカ的自由が脅かされていると感じられた時代に「アメリカの譲れない核心的価値とは何か」を問う愛国的な保守意識の描いた自画像であった点で、アメリカそのものの本質を映し出す自画像でもあった。フーヴァーの提示したこの自画像こそ、今日のアメリカの対イスラーム外交の根底にある精神と深い関わりを持っている様に見える。この様な問題意識に基づいて、以下ではフーヴァーの自画像を「反共産主義」と「介入へのアンビバレンス」の二種類に大別して「画像解析」し、アメリカ政治外交史の光を当てる。

(二)「反共産主義」の自画像

①「自由」の絶対化

フーヴァーの描く「反共産主義」の自画像の後景には「自由」が絶対化されたアメリカ社会があった。「アメリカでは、それ「自由主義」が持つ強制力はあまりにも強く、自由それ自体にとって脅威となるほどであった」とハーツが表現した、アメリカ社会における「自由」の絶対化^⑧の経緯を、斎藤眞氏は次の様に説明する。「アメリカは世界の最古の成文憲法をもち、十八世紀より基本的には同一政治体制を維持してきた。…体制の継続が当然視されてきた。アメリカは近代と共に始まったが、それ故にまた近代しか経験せず、その点近代が超歴史的なものとしてとらえられやすい。自由主義社会と共に始まったが、自由主義社会しか経験せず、そこに自由主義がその相対化の機能を失って、絶対化されるといふ逆説を生みやすい。あるいは、アメリカ社会外に起こる『変改』に無理解となりやすい」。

斎藤氏は更に、「自由」の絶対化が「異質的体制」すなわちヨーロッパ絶対主義、カトリック、共産主義に対する「排除の論理」^⑨を生じさせてきたとした。

この様な自由主義の絶対的支配の下でアメリカの社会主義は「荒野に孤立」せざるを得なかった。しかし英仏の社会主義を見ても明らかな様に、自由主義の存在自体は社会主義を孤立させる決定的要因ではないのであり、ハーツのアメリカ論が精彩を放つのはこの要因を解き明かした点にある。彼によればアメリカの社会主義を孤立させた決定的要因はアメリカにおける封建制の伝統の欠如であった。「社会主義は資本主義からではなく封建制度そのものから受けつがれた階級的精神によってかなりの刺激を受けた」^⑩ため、封建制を経験しなかったアメリカ社会では根づかない。つまり「反共産主義」の精神を生んだのは封建制を経由せず自由主義社会しか経験した事のないアメリカ社会であり、この様な「アメリカ自由主義の絶対主義的性格」^⑪が端的に表れたのが赤狩りであったのだという。

ハーツの議論に従えば、「アメリカ自由主義の絶対主義的性格」によってフーヴァーのニューデイル批判も説明可能である。すなわち自由主義体制の下では社会主義が考慮に値する批判勢力とならなかったため、ニューデイルに対しては左からの反対が不在であった。批判は専らフーヴァーら右からのものであったため、ローズヴェルトは自らの自由主義的前提を表明する必要がなかった。かくしてローズヴェルトとフーヴァーはいずれも「自由主義社会の芝居の中の俳優」であり、ニューデイルは自由主義経済体制の枠組

みを出さない体制内改革であったにもかかわらず、フーヴァーの目にはローズヴェルトとニューディールが「急進的」な性格を帯びていると映じた。⁽²³⁾ すなわちフーヴァーがローズヴェルトとニューディールを左寄りと非難した事実そのものが、逆説的にもアメリカ社会における社会主義の不在、ひいてはアメリカ社会の、自明である故に普段は意識される事のなかった深く自由主義的な前提を照らし出したのであった。

② 「自由」への本質的脅威としての共産主義とイスラーム

フーヴァーの〈反共産主義〉の言説を分析すると、アメリカ社会における〈反イスラーム〉⁽²⁴⁾の言説と顕著な共通性がある事に気付く。アメリカ社会において共産主義に適用されていたのと同じ「拒絶的精神の枠組み」が、イスラームに適用され続けているのではないかというのがここでの仮説である。

具体例として、〈反共産主義〉と〈反イスラーム〉の典型的な言説（共産主義や「イスラーム」の「脅威」が切迫していると感じられた際の言説）を比較してみたい。第三節（一）⁽²⁵⁾で引用した、対ソ援助に危機感を覚えてフーヴァーが行った一九四一年の演説中には「独裁政治と恐怖」「自由の破壊」「神への礼拝の破壊」「残酷な処刑」「民主主義国に対する世界的陰謀」等への嫌悪感が彼のソ連共産主義観の核心として表出されているが、三・五番目の要素を「キリスト教への敵意」「民主主義への敵意」等と本質を変えない様に言い換えると、例えばイラン革命（一九七九）時にアメリカ国内の報道等で噴出した「イスラーム」に対する負のイメージ（ホメイ

ニーを独裁者とし革命の暴力性を強調する等⁽²⁶⁾）と大枠で重なり、二つの言説からは〈自由を破壊する異質なものへの拒絶〉という共通の精神を抽出する事ができる。また上記フーヴァー発言と、二〇〇一年の同時多発テロ後のブッシュ大統領の演説中の「アメリカが攻撃の標的となったのは我々が世界において自由と機会のも最輝かしい灯だからだ」（九月一日）や「彼らが憎んでいるのは：民主主義の政府だ。彼らが憎んでいるのは我々の自由だ」（同二十日）等の言葉と比較すると、「自由」を暴力的に攻撃するという共産主義とイスラーム過激派のイメージの共通性が見られる。

〈反共産主義〉と〈反イスラーム〉の言説に、それらが発せられた時期に関わりなく相似性が認められるとすると、それぞれの言説の発信者が共産主義とイスラームの中に拒絶すべき共通要素を見ている事に原因があると考えられる。この点でフーヴァーが一九六〇年代初頭に共産主義とイスラームの類似性に次の様に触れつつ共産主義の暴力性に言及している事は示唆的である。「：共産主義は人間の心に伝染する炎の様な精神である。歴史におけるその大いなる類似物はキリスト教とマホメット教である。共産主義は全ての反対を容赦しない十字軍的熱意であり：その内部には膨張と、敬虔さの様な全ての人間的な感情の抑圧への要求がある。それは自虐的で残忍である⁽²⁷⁾」。ここで非難されているのは共産主義でありイスラームそのものではないが、共産主義への否定的な言及の直前に類似物として挙げられている事によって読者に否定的印象を与える⁽²⁸⁾。更には、共産主義に対するフーヴァーの「残酷」等の断定的な見方が、

冷戦終結後の一九九〇年代に「イスラームの血腥い国境」等の語を用いて「イスラームそのもの」の暴力性を強調したハンティントン⁽⁷⁸⁾の見方と共通する枠組みを持つ様に見える。その〈共通の枠組み〉とは、共産主義やイスラームの中に「自由」を破壊する暴力性という共通要素を見て拒絶する精神構造である⁽⁷⁹⁾。

〈反イスラーム〉が〈反共産主義〉と共通の精神的枠組みを持つという想定は一つの仮説をもたらす。それはアメリカで〈反イスラーム〉を生み再生産しているのは古くからの宗教的偏見のみならず、共産主義を孤立させたのと同じ精神——近代自由主義の精神特にアメリカが建国以来持つ「自由を絶対化するアメリカ的自由主義の精神」であったという仮説である。その様に仮定すると、今日のアメリカの対イスラーム外交の根底にある〈反イスラーム〉精神の本質に迫る上では、宗教的切り口だけでは十分でなく、かつて共産主義を拒絶した精神との関連性も考える必要がある事になる。ここにイスラームとの「宗教対立」「文明の衝突」に問題の全てを還元せず、「自由主義」そのものに内在する問題にも目を向ける社会科学のアプローチの可能性が生まれる。

(三) 〈介入へのアンビバレンス〉の自画像

次に、第三節で見たフーヴァーの著述における孤立主義と介入主義の混在を、本項では〈介入へのアンビバレンス〉の自画像と捉え直し、第二次大戦時の日独に関する彼のアンビバレンスを彼の著述の中から補足的に抽出する。その上で彼の〈介入へのアンビバレンス〉を、その変容に注目しつつアメリカ外交史の中に位置づける。

① フーヴァーの日独に関する〈介入へのアンビバレンス〉

ドイツに関しては、一九三八年のミュンヘン会谈へのフーヴァーの反応は複雑であった。当初は会谈が戦争を遠ざけたと見たが、最終的には、ドイツは東欧へ関心を向けておりその限りではアメリカや西欧を脅かすわけではないため、ドイツの動きに介入すべきではないという不介入の立場をとった。従ってチェンバレン英首相がポーランドの独立が脅かされた時には支援を保証する、と発表して対独宥和政策を転換した際には驚愕して批判する⁽⁸⁰⁾。

対独介入へのフーヴァーの反対は、ローズヴェルトの介入型外交への転換を受けて一九三九年二月一日に行った全米向け放送演説でも表明されている。「一、我々は「今」この時に我々の伝統的政策を覆すのか。…四、我々は西半球が攻撃されていない場合にこれ「侵略国への禁輸・ボイコット・経済制裁」をするのか。…七、我々は世界の警察官にならねばならないのか」。この問いかけには、自分達が脅かされてもいらないに孤立主義という伝統を破って世界の警察官になる必要はないという孤立主義者の典型的態度が見られる。その背後には、思想は基本的に内部問題であり武力では矯正できないという信念があった。「ロシアの共産主義であれドイツの国家社会主義であれイタリアのファシズムであれ、これらのイデオロギーの浸透はそれらが浸透する各国の内部問題である。思想は戦艦や飛行機では治せない。私がこう言うのは、我々に独裁者を攻撃したりイデオロギーをそれらの地元の源で根絶したりする意図があると私

は想定していないからである。その様な事をすれば、世界を中世の宗教戦争よりも悪い破壊に導くだろう」。これらの非アメリカ的イデオロギーに対する防衛策としてはそれらの思想とその信奉者を「我々自身の諸機関」から排除する事で「充分で」ある、と彼は国民に語りかけた。ここには第一次大戦後に彼がアメリカとヨーロッパの相違への認識から、アメリカ的自由をヨーロッパに適用した場合の混乱を予想したのと類似した思考が見られる。

しかし「思想は治せない」という断言にもかかわらず、不正を正すという衝動を彼が日本に対しては持っていた事が、未刊行のメモ「日本に対する私の態度」(一九四四年十一月二十六日付)から窺われる。「中国に対する日本の侵略があらゆる道徳的掟とあらゆる国際合意を破った事は説明を要しない。：こうした全ては品位ある諸国民には充分不快であり、東洋における白人の利益をも脅かすものであった。：私の念頭には二つの問題があった。第一に、アメリカはそもそもこの間違った事を正す為に十字軍に行くべきかどうか、しかしながら第二に：我々はヨーロッパからの危険が視界に入っている時にそれ「戦争」を始めて二正面戦争を招来すべきなのかという事である」。彼は対日戦争をせねばならないならヨーロッパの戦争が終結して他の白人種が動員できるまで待つべきであると続けた。日本は挑発されなければ我々を攻撃しない事は明らかであったとも述べ、ローズヴェルトは第二次大戦に参戦する手段として日本を挑発したのだと批判する⁽⁸³⁾。

すなわちフーヴァーはドイツについては不介入の立場であったが、

日本については自国が直接脅かされなくても「不正を正す」戦争を行う事自体に反対ではなかったのである。原則として介入には反対するが、正義が脅かされている時には普遍的動機に基づく介入への衝動も生じ得る、というのが彼の〈介入へのアンビバレンス〉の内実であった。

② アメリカ外交における〈介入へのアンビバレンス〉とその消失
以上見てきたフーヴァーの〈介入へのアンビバレンス〉の自画像は、孤立主義と普遍主義(に基づく介入主義)が拮抗してきたアメリカ外交そのものの縮図であった点で、正に「アメリカの自画像」でもあったと言えよう。以下、彼の〈介入へのアンビバレンス〉の変容をアメリカ外交そのものにおける〈介入へのアンビバレンス〉の変容の歴史の中に位置づけて最終節の締め括りとしてい。

フーヴァーのローズヴェルト批判の土台であった孤立主義はワシントンやジェファソン以来の伝統を引くものであり、ヨーロッパの専制に対してアメリカの自由の体制を守るというナショナルリズムの側面を持っていた。他方、孤立主義によって守られねばならないとされた自由と民主主義は普遍的理念でもある故に世界中に普及されねばならないと考えられた為に(普遍主義)、孤立主義と普遍主義は表裏一体でもあった。孤立主義は米西戦争によって動揺したが、その後も二つの思考はせめぎ合う。アメリカは第一次大戦参戦を機に孤立主義から脱していくが、孤立主義は一九三〇年代半ばまで根強く残り、ローズヴェルトも最初の四年間は孤立主義を保った⁽⁸⁴⁾。その後の彼の政策転換と参戦外交は既出の通りである。

『裏切られた自由』後半ではフーヴァーが（介入へのアンビバレンス）を第二次大戦中に後退させて戦後にかけて「介入」の肯定に転じる軌跡が描かれ、戦争の既成事実化と大戦末期のソ連の勢力伸長により孤立主義の維持が困難になったという「転換」の背景が示唆される。フーヴァーのこの変化もまた、アメリカ外交そのものにおける（介入へのアンビバレンス）の消失と、「自由」を掲げた介入型外交の新たな確立を反映していた。

かくしてローズヴェルトの介入型外交は第二次大戦中に愛国的風潮の中で正当化され、戦勝国・西側盟主としての威信を背負ったトルーマン政権に継承された。他方、一九三〇年代半ばにフーヴァーが用語上は区別する必要を感じていた「自由」と「アメリカ的自由」は、一九四一年のローズヴェルトの「四つの自由」演説（後出）においては区別されず、暗黙のうちに同義語となっていた。以後、個々の社会にとつての「自由」の内実や文脈を問う事なく、多様な歴史経験や文化伝統を持つ他の社会に一元的な「自由」を押し付けてためらわないアメリカの思考と行動様式は、自由主義か共産主義かという二分法のみが問題であった冷戦期に固定化されていく。冷戦期の半ば、一九六〇年代後半にヴェトナム戦争の長期化によって自由主義を旗印とする介入の限界とアメリカの価値観の相対化が叫ばれ、その潮流は続くかに見えた。しかし一九九〇年代初頭の湾岸戦争と冷戦終結によって自国の力への自信を取り戻したアメリカ社会ではヴェトナムの記憶が風化し、アメリカ一極支配の様相が現出する国際情勢のもと、イスラーム過激派に対する対決的方向性が強

まって今日に至る。

その様な過程を経た今日の時点から巨視的に顧みると、第二次大戦の暗雲迫る一九三〇年代は、「自由の為の介入」という思考が孤立主義の残滓を振り払い、（介入へのアンビバレンス）を終熄させた政治思想上の転換点であった。他方一九三〇年代はミクロ的観点からは、フーヴァーの著述が示唆する様に、国家権力の増大と全体主義の擡頭という戦間期の趨勢の中でアメリカにとつての「自由」の意味が内省的に問われ、国民の核心的・愛国的価値としての「アメリカ的自由」が抽象的理念である「自由」とは区別されて、合衆国建国という西欧とは異なる個別の歴史経験を踏まえた個別的価値としてノスタルジックに再発見された時代でもあった。それから六十年を経過した一九九〇年代の冷戦終焉期には、一九三〇年代のフーヴァーが著述の中で言及している個別的価値としての「アメリカの自由」と、普遍的価値としての「自由」の繊細な区別や、アメリカとは異なる文化伝統への畏怖は、新保守主義の影響を受けつつあったアメリカの対外的思考からほぼ完全に失われていた。この「自由」の繊細な区別の喪失と、それに起因する一元的な「自由」の下での「現地」固有の文脈の切り捨てが、アメリカの介入先の「現地」の混乱、内戦の中から現れ空爆や地上軍によっても根絶できないイスラーム過激派、彼らを支える現地の反米感情という諸問題の根源に横たわっている。

結び

アフガニスタン・イラク両戦争の様な「自由」を掲げるアメリカの介入型外交は、最初から不動の路線であったのではなく、ローズヴェルト政権期に孤立主義的な共和党保守派からの「介入」への異論に抗して確立された。「自由」を掲げる介入型外交の原型自体はウィルソン政権期に見出す事ができるが、フーヴァーが証言する様に当時は孤立主義の影響が強く、ウィルソンの理想の一部は潰えざるを得なかった。この様に紆余曲折はあったが、二つの世界大戦へのアメリカの参戦を前にした一九一七年のウィルソンの演説と一九四一年のローズヴェルトの演説には「自由の為の介入」という共通の精神が流れており、今日のアメリカ外交の精神の原型が見られる。

：世界は民主主義の為に安全にされねばならない。それ「世界」の平和は政治的自由の試験済みの土台の上に植えられねばならない。：我々は征服も支配も望んでいない。「中略・改行」権利は平和より尊く、我々はいつも我々の心に最も近く抱いてきたものの為に、すなわち民主主義の為に、權威に従属している人々が自らの政府において意見を言う権利の為に、小さな諸国民の権利と自由の為に、権利の普遍的な支配の為に戦うだろう。平和と安全を全ての諸国民にもたらし、世界自体を最終的に自由にする様な自由な諸人民の協調によって。アメリカ：神はこの国を助け給う：は他
のいかなる事でもない。(ウィルソン、一九一七年四月二日)⁽⁸⁰⁾

民主主義諸国に我々はこう言う。「我々アメリカ人はあなた方の自由の

防衛に死活的に関与している。我々はあなた方に自由な世界を再獲得し維持する力を与える為に我々のエネルギー、我々の資源、我々の組織力を差し出している。我々は更に量を増やした船舶、航空機、戦車、銃を送るだろう。：」と。「中略」将来我々は四つの本質的な人間の自由の上に基盤をおいた世界を心待ちにしている。第一が言論と表現の自由である。：第二が全ての人が自らのやり方で神を礼拝する自由である。：第三は欠乏からの自由である。：第四が恐怖からの自由である。：(ローズヴェルト、一九四一年一月六日)⁽⁹⁰⁾

更に「自由の為の介入」という概念自体は米西戦争に遡る「古い伝統」であったが、ウィルソンとローズヴェルトが共有したのは、ヨーロッパをも介入対象とすべく再定義された、「新しい伝統」としての「自由の為の介入」概念であった。

この様な歴史的経緯を持つ「自由の為の介入」の精神が〈反イスラーム〉精神と合流したところに、中東への軍事介入を続ける今日のアメリカの集団の心性がある様に見える。本稿の仮説的結論は、アメリカの〈反イスラーム〉は古いヨーロッパ的偏見のみならず、赤狩りを生ぜしめたのと同じ「自由主義を絶対化する自由主義」、すなわち近代的・特殊アメリカ的精神に淵源を持つというものである。共産主義の「脅威」が不在である今日、「他者をアメリカ的自由主義の尺度で判断する傾向」⁽⁹¹⁾はイスラーム世界に対して顕著であり、規格外の「イスラーム」は、かつての共産主義の様に「アメリカとは何か」をアメリカ人に問いかけ、その本質を確認させる主要な「異質者」の位置を占めるに至っている。

フーヴァーの著述はアメリカにおいて「自由」が何故介入を正当化するのにかついても手がかりを与える。彼にとって「自由」は抽象的ではなく、独立戦争の記憶と結び付いた「アメリカの自由」としてあくまでも具体的に想起されるものであり、それ故に愛国心と直結していた。また彼はアメリカ独立革命において「自由」と同時に闘いとられた主権に、「自由」を守る機能を見ていた⁽²⁰⁾。従って愛国心の象徴である「自由」が脅かされれば主権が発動される事になる。アメリカ外交史の流れで言えば、その際の主権の発動方法の選択肢が孤立主義と普遍主義であり、本稿で扱った時期に優勢となった普遍主義が媒介となつて「自由」が脅かされた際の「介入」を正当化したのであつた。つまり彼の説明は、「自由」と「介入」は初めから議論の余地なく直結したものではなかつたが、両者を結合させ得る論理的契機そのものは「自由」と「主権」が同時に獲得された独立革命の経緯にあつたという示唆にほかならない。他方、彼が介入をためらう理由としてアメリカと他国の考え方の相違や、思想は武力で治せない点を強調している事は、それが孤立主義の落日前の自己正当化であるにしても、今日のアフガニスタンやイラクの混乱に鑑みると、主流にこそならなかつたがアメリカの力や価値観の相対化につながり得た「異論」として注目される。

一九三〇年代にはイギリスでも、フーヴァーとローズヴェルトの政策的対立と類似した対立が、対独宥和政策をとつたチェンバレンとそれに批判的なチャーチルの間に生じていた。イギリスでは自由と介入をめぐる議論は、既にその八十年前に哲学的レベルで展開さ

れており、J・S・ミルは『自由論』（一八五九）と同年に発表した論考「不介入についての小考察」の中で、ハンガリー革命の際のパーマストンの政策を念頭に「介入の要件」を論じている⁽²¹⁾。しかしこの様な根源的な議論は本稿で扱った時代のアメリカでは不在であつた⁽²²⁾。「介入の恣意性」はアメリカ外交に今もつきまとう重い問題である。フーヴァーはドイツへの不介入を説いたが、ドイツが侵攻したポーランド・ウクライナの「黒い大地」はホロコーストの凄惨な舞台となつたのであつた⁽²³⁾。

本稿を締め括るにあたり、主要史料である『裏切られた自由』について二点を補足したい。

第一に同書は、一九三〇年代後半以降大国の地位に見合う形で、アメリカが外交の理念的射程をケンタッキーの我が家の「炉辺の自由」のみを守る事から「他者の為の自由」をも守る事へと明確に広げた過程の証言でもあつた。しかしアメリカの掲げる「他者の為の自由」の内実に対しては、一九四〇年代に既にイスラーム世界の内部から疑義が呈されていた事は注目に値する。エジプトのムスリム同胞団の創設者ハサン・バンナーは第二次大戦後程なく、ローズヴェルトの「四つの自由」や「民主主義」という一見普遍的な概念が欧米の「物質的利益」や「植民地主義的野心」を覆い隠している⁽²⁴⁾と指摘していた。エジプトの「自由」を考え抜いた彼の目に映じたのは、エジプトやパレスチナやリビアやマグリブの「自由を適用されぬ人々」から見た「アメリカの自由」の暗部であつた⁽²⁵⁾。

第二に、『裏切られた自由』の題名のもとになつたと推測される

『裏切られた革命』において、トロツキーがレーニンとスターリンの間の「断絶」を描いた事はよく知られている。しかし同時にこの書物は逆説的にも、スターリンら「テルミドール派」も「ジャコバン派」から出ていた事実を指摘する事によって彼らの間の思想的連続性や、「テルミドール派」の擡頭の背景に革命の本質に関わる構造的要因があった事を示唆している。この書物とのアナロジーで言えば『裏切られた自由』もまた、著者の意図に反して、ローズヴェルトの政策転換が伝統外交との「断絶」ではなく、ウィルソン外交との連続性の観点から見るとむしろ正統的なものであった事を示唆している。この様に大局から見ると、同書の論争的要素は些末にも見える。むしろ「自由の為の介入」の概念が二大政党に共有されていたこと、フーヴァーの批判はアメリカ社会の政治的同質性の内部での論争を惹起したにすぎない面があること、アメリカにとって死活的価値とは何かを問う保守意識を覚醒させた外部要因が共産主義の「脅威」であったという構図を同書が再現する事によって、冷戦終焉後「イスラーム」の「脅威」に刺激されつつ新保守主義が擡頭したという今日の類似の構図との比較を可能にしていること、等にこそアメリカを外から観察する者が掴むべき同書の本質があるろう。

今日のアメリカの対決的な対イスラーム外交は、かつてアメリカ社会が共産主義に対してとった態度との類似性と共に、アメリカの持つ自由主義のイデオロギー性⁽²⁾をも照らし出している様に見える。フーヴァーの著述もまた、共産主義のイデオロギー性への嫌悪感を描き切る事によって、彼自身の意図に反して逆説的に、普遍的であ

る事が欧米的世界観の中では疑われてこなかった、またそれ故にこそ介入を正当化してきた、「自由」というもののイデオロギー性を、言い換えれば「自由」の「普遍性」よりも「個別性」の側面を、強烈に照射している。かつて共産主義の暴力的側面は普通に語られた。他方で自由主義の徹底的な追求や教条主義的な適用が行き着く、他者や異文化圏に対する暴力性、憎悪、不寛容について同様に語られた事があったであろうか。またそもそも、フーヴァーが用語上区別しようとした「自由」と「アメリカ的自由」は、内容的に果たして区別が可能なのであろうか。抽象的な「人間」があり得ない様に、フーヴァーが「自由」を独立戦争のイメージから具体的に説き起こした様に、全ての「自由」は現実の上では「アメリカ的自由」の様な個別性や具体性を免れ得ないのではないか——アメリカの「一保守政治家の著述は、本人の意図を超えて、アメリカと「イスラーム」の間に現在進行している対立の危機に関わる、すぐれて根源的なこれらの問いをも提起していると言えよう。

註

- (1) Herbert Hoover (一八七四—一九六四) は戦間期の軍縮会議とフーヴァー・モラトリアムで知られ、満州事変の時の大統領。大統領就任以前はハーディング、クーリッジ両政権の商務長官(一九二一—二九)。
- (2) 「介入」の語は、武力介入のみならず、他国の状況に顕著な影響を及ぼす事を目的とするが武力行使は伴わない軍事援助・政治介入(内政干渉)・国際合意の一方的締結等も含む干渉的行為の意で用いる。通常よりやや広い用法であるため「」を付すが、煩雑さを避ける為「」を付さない場合もある(な

お紙幅の関係で以下、本文で論じるべき事を註で記し、本文自体も断定的な表現となっている事をお断りしたい。

(3) 「イスラーム過激派」の語は、「イスラーム急進派」の中でも一九九〇年代以降現れた最も暴力的な集団(アル・カーイダ、タリバーン、「イスラーム国」等)を想定して用いる。しかしこれらの集団を見ると「脱イスラーム化」している面もあり、従来の意味でのイスラーム組織と見る事が妥当かについては議論の余地があるが、本稿ではこの様に定義しておく。

(4) これに関連して一九九〇年代半ばに古矢旬氏が指摘した研究動向は大きく変化していない様に見える。「一九七〇年代以降、わが国の論壇も、ときどきのアメリカの現状を細かく的確に報ずる類の論説には事欠かなくなっている。しかし現状を歴史と結びつけ、個別の問題を構造的に深く掘り下げたことを試みるような、息の長い時論はなお必ずしも多いとはいえない。個別の争点をめぐる『アメリカの出自』や『アメリカの意図』の詮索ではなく、…『アメリカとは何か』や『アメリカ史の文脈』を…正面から深く問うことが、今ほど必要とされているとはいえず(古矢旬「解説」斎藤眞著『アメリカとは何か』平凡社、一九九五年、三八七―三八八頁)。

(5) 類似の問いは以下の論考で提起した。森まり子『アメリカの民主主義』の蹉跌『跡見学園女子大学人文学フォーラム』第一三号、二〇一五年三月、八頁。

(6) 「対イスラーム外交」の語はイスラーム勢力に対する対外政策の意味で用いる。また本篇にわたり「イスラーム(鍵括弧付き)」の語は宗教としてのイスラームのみならず、イスラーム世界に属するもの(人々や集団、文化や社会)を幅広く指すものとし、「外交」の語は武力行使を伴う場合(戦争)も伴わない場合も含む「関わり方全般」の意で用いる。また対イスラーム政策とせず対イスラーム外交とするのは、本稿ではアメリカ国外のイスラーム勢力に対する関わり方のみを想定するからである。

(7) イラク戦争自体の大義名分はイスラーム過激派の掃討ではなくイラクの武装解除義務違反への対処であったが、イラク占領と内戦の中で「イスラーム国」が出現し、アメリカの対決的な対イスラーム外交を促す事になった。

(8) Franklin Delano Roosevelt (一八八二―一九四五)、民主党。以下ローズヴェルトとあるのは全て彼を指す。大統領選で四選された後一九四五年四月に急逝し、トルーマン副大統領が大統領(在任一九四五―五三)に昇格した。なお「介入型外交」の語は本篇にわたり、前出の註で提示した「介入」や「外交」の定義を踏まえて「他の状況に顕著な影響力を及ぼそうとする関わり方全般」を指し、武力行使を伴う場合と伴わない場合の両方を含めるものとする。ローズヴェルトの介入型外交とは具体的には、第二次大戦直前のポランド問題への介入と対独経済制裁(Herbert Hoover, *Freedom Betrayed*, edited by George H. Nash, Stanford: Hoover Institution Press, 2011, pp.130-132)、大戦中の対英・対ソ援助、第二次大戦への参戦、大戦末期のヤルタ会谈をはじめとする諸会談等を指すものとする。

(9) グルー(駐日大使、後に國務次官)やマッカーサーらと親交のあったフヴァーの対日戦争に関する「修正主義的」叙述は、同書の主題ではないと彼自身断りつつも詳細にわたる。近衛文麿の戦争回避努力への評価など無視できない内容を含むほか、ローズヴェルトのみならずハル國務長官に対しても厳しい批判が向けられ、トルーマン政権の原爆投下も批判の対象となっている(次節の論点五も併せて参照)。

(10) Nash, "Editor's Introduction," in Hoover, *Freedom Betrayed*, pp.xv-cxiii.

(11) 一九五〇年代に第二次大戦に関する米政府関係者の回想録が続々と公刊され、戦時中に米国民が知り得なかった実態が既に大分明らかになっていったが、実質的に戦勝を導いたローズヴェルトへの批判にはなおためらいが感じられる時代であった。

(12) Nash, "Editor's Introduction," p.lxxxvii.

- (13) Hoover, *Freedom Betrayed*, p.30, pp.251-252, pp.404-405, p.408, p.462, p.483, p.489.
- (14) *Ibid.*, pp.60-61, pp.71-79, p.175, p.259, p.139. (15) *Ibid.*, p.97など。
- (16) *Ibid.*, pp.128-133, p.139, p.114.
- (17) *Ibid.*, Chapters 38-40, pp.564-565. (18) *Ibid.*, Chapter 29.
- (19) Hoover, *The Challenge to Liberty*, New York: Charles Scribner's Sons, 1935 [初版一九三四年], pp.1-2. されはローズヴェルトにも共有された危機感であった (Hoover, *Freedom Betrayed*, p.110)。
- (20) Hoover, *The Challenge*, pp.2-5. 自由主義と民主主義は「しばしば同義であるが民主主義の方がより包括性の少ない用語である、なぜならそれは社会的・経済的背景よりも政府形態のみを指す事が多いからである」とも彼は補足している (*Ibid.*, p.8, note 1)。
- (21) *Ibid.*, p.3.
- (22) 無名戦士の墓とナショナリズムの関係については、ベネディクト・アンダーソン著、白石隆・白石さや訳『定本 想像の共同体』書籍工房早山、二〇一二年、三三頁。
- (23) Hoover, *The Challenge*, p.8, note.1. パキスタンのイスラーム主義者マウドゥーデー (一九〇三〜七九) はイスラームを一つの包括的システムと見なしたが、自らの文明を閉じたシステムと見る点で「アメリカ的システム」と類似する世界観である。
- (24) *Ibid.*, p.8, note 1.
- (25) 「自由」と「アメリカ的自由」のいずれもが大文字で始まる固有名詞扱いである事は、「自由」の絶対化の表現とも個別化の表現ともされる。 Liberalism, Democracy, American Liberalism, American Democracy, American System 等同様。
- (26) Hoover, *The Challenge*, p.5. (27) *Ibid.*, pp.7-9. (28) *Ibid.*, pp.37-38.
- (29) *Ibid.*, pp.18-19. (30) *Ibid.*, pp.21-23. (31) *Ibid.*, p.31.
- (32) *Ibid.*, p.32. この文脈では階級の否定は共産主義の否定を意味するが、階級の否定自体は封建制の否定をも含意する事に「応留意すべきである」。
- (33) *Ibid.*, Chapters V-VI. Hoover, *Freedom Betrayed*, p.104 (一九三八年五月五日の演説), p.136 (一九三九年四月十五日「The Liberty Magazine」掲載論文)。
- (34) フーヴァーは共産主義が「社会主義を暴力によって一遍に押し付けよう」と (Hoover, *The Challenge*, p.61) であるのに対し「社会主義は「確立された政府諸機関を通じて働きかける事により彼らの目的を達成しようとする」 (*Ibid.*, p.56) として一応両者を区別しているが、厳密な区別は本稿の論旨に影響を与えず、フーヴァー自身も截然と区別していない場合があるため、以下では互換的に使用する場合がある。
- (35) 礼拝の自由や共産主義がそれを侵す事に言及した箇所として、Hoover, *The Challenge*, p.2; Hoover, *Freedom Betrayed*, p.232. 彼は敬虔なクウェーカー教徒であった。礼拝の自由はローズヴェルトの「四つの自由」の一つでもあり、アメリカにおける「自由」がキリスト教意識と不可分であった事を考えさせる。
- (36) Hoover, *Freedom Betrayed*, p.196. 「アメリカ的」(American) と「非アメリカ的」(un-American) の区別が当時頻繁になされた事は「アメリカ的とは何か」という内省の裏返しでもあった。「非アメリカ的」の語は共産主義者に使われる事があり「非国民」と似た響きを帯びた(共産主義者等を調査する「非アメリカ的活動に関する下院特別委員会」[Hoover, *Freedom Betrayed*, p.30] など)。
- (37) Hoover, *The Challenge*, p.32, pp.57-58.
- (38) Hoover, *Freedom Betrayed*, pp.230-233.
- (39) Hoover, *The Challenge*, p.105, pp.113-114, p.125.
- (40) 同書は第一次大戦後のヨーロッパでの食糧援助を中心とする復興・救済活

動と、ウィルソンの経済諮問委員会の委員としての職務を通じてウィルソンと親しく接した経験に基づき、彼の事績を共感的に描く。

- (41) Hoover. *The Ordeal of Woodrow Wilson* [以下 *Wilson* と略記]。New York: McGraw-Hill Book Company, 1958, pp.18-19.
- (42) *Ibid.*, p.61. (43) *Ibid.*, pp.183-184, p.187, p.266, pp.292-293.
- (44) *Ibid.*, pp.72-74.
- (45) Hoover, *Freedom Betrayed*, p.139 (“Shall we send our youth to war?” American Magazine, 一九三九年八月)。つれごと同様の指摘は共著文献にも見られる。Herbert Hoover and Hugh Gibson, *The Problems of Lasting Peace*, New York: Doubleday, Doran and Company, January, 1943 (Tenth printing, revised edition), pp.106-107, pp.117-118 (原著一九四二年)。森、前掲論文、二〇～二二頁。
- (46) Hoover, *Wilson*, p.267. 介入型外交の正当化につながる指摘は共著文献にも見られる。Hoover and Gibson, *op.cit.*, p.205 (ウィルソンの理想は、蹉跌はあつたが理念としては間違つてゐなかつたことがう趣旨)。森、前掲論文、二二頁。
- (47) Hoover, *Freedom Betrayed*, pp.416-417.
- (48) Hoover, *Wilson*, p.73.
- (49) ヨーロッパとの相互不干渉を打ち出したモンロー教書はスペイン領アメリカへのヨーロッパの干渉を黙視しないという内容を含み、これがキューバの「自由」を守るなどのアメリカの主張につながる。フーヴァーは他の箇所でも、特に米西戦争と第一次大戦を「世界における自由を拡大した」戦争として提示する (Hoover, *Freedom Betrayed*, p.5)。
- (50) フーヴァーは共著文献ではローズヴェルトの第二次大戦における目標とウィルソンの第一次大戦における目標とは「自由」という点で類似するとし、二人の外交の間に共通性が見られる事を、より明示的に指摘している。Hoover and Gibson, *op.cit.*, pp.94-104, pp.203-204 (森、前掲論文、一九・二二頁)。

頁。

- (51) Hoover, *Wilson*, p.150.
- (52) トイツを西欧に向かわせる契機となったチェンバレン英首相の政策転換 (Nash, “Editor’s Introduction,” p.xxxv) の背後に、ポーランド問題に関するローズヴェルト政権からの圧力があつたことフーヴァーは批判する (Hoover, *Freedom Betrayed*, pp.130-131)。ローズヴェルトの対ソ援助への批判は *Ibid.*, pp.230-231.
- (53) Hoover, *Wilson*, p.72.
- (54) 斎藤真・古矢旬著『アメリカ政治外交史』第二版、東京大学出版会、二〇一二年、一四六～一四九頁 (斎藤氏執筆)。
- (55) 森より子著『シオニズムとアラブ』講談社、二〇〇八年、二二五～二二六頁。
- (56) Hoover, “On the Palestine Question,” (New York World-Telegram, November 19, 1945), *Addresses upon the American Road 1945-1948*, New York: D.Van Nostrand Company, 1949, pp.16-17. 住民移送の提言 (ヨーロッパに關つた) は共著文献にも見られる。Hoover and Gibson, *op.cit.*, pp.235-236.
- (57) フーヴァーはヨーロッパへの不介入を主張する一方、第二次大戦前からユダヤ人の人道的危機には無関心ではなかつた (Nash, “Editor’s Introduction,” p.xxx)。
- (58) Hoover, *Freedom Betrayed*, p.473.
- (59) 『裏切られた自由』ではローズヴェルト政権周辺の共産主義者が国にとつて有害な活動をしていたとして実名リスト付きで告発されているが、共産主義者と、同政権の政策との関連については断定が難しい。近年のローズヴェルトの評伝は、第二次大戦中にローズヴェルトがソ連に、“sympathetic”であつた事や、遡って第一次大戦後の赤狩り期には共産主義者への偏見に与しない態度をとつてゐた事などを指摘する (Jean Edward Smith,

FDR, New York: Random House, 2007, p.558, p.173)。

(60) 斎藤・古矢、前掲書、二二八頁(斎藤氏執筆)。

(61) 斎藤眞著『アメリカとは何か』八六頁。斎藤・古矢、前掲書、一七六頁(斎藤氏執筆)。

(62) ルイス・ハーツ著、有賀貞訳『アメリカ自由主義の伝統』講談社、一九九四年(原著一九五五年)、三二二―三二三頁。同書はフーヴァーの回想録執筆と同じ頃に「自由」を軸にアメリカ社会を分析している点で参照する意味がある。アメリカが建国以来ロッキの自由主義の一致を持つ世界であったと論じるハーツの研究は、一九六〇年代後半にはアメリカ史の多元性を強調するペイリンらによって批判されたが、彼らの見方もヴェトナム戦争当時の社会状況に規定された議論であった。その後アメリカ社会は一層多元化し「自由の絶対化」というハーツの前提を克服してきた面もある(有賀貞「解説」、同上書、四一四―四一八頁)。しかし冷戦終結後のアメリカが一つの国家として世界に対する時、自由を振りかざす「一元的な顔」を持つ傾向にある事も否定できない。その意味でハーツの著書は一九九〇年代以降のアメリカの対外行動を考える上で有効性のある論点を提供しており、アメリカ論の古典として新たな意味を帯びつつあると思われる。

(63) 但し「忍び寄る社会主義」(creeping socialism)という見方はニューディーラー批判者に共有されていた。

(64) ウィルソン外交とローズヴェルト外交の共通性をフーヴァーが認識している事については註50も参照。またフーヴァーはローズヴェルトとチャーチルが発表した大西洋憲章を、ウィルソンの十四か条と同じ考え方の多くをカバーしたものとして高く評価する(Hoover, *Freedom Betrayed*, p.252)。

(65) 斎藤・古矢、前掲書、一六二―一六七・一七六―一八七頁(斎藤氏執筆)。
ハーツ、前掲書、三六二頁。

(67) 同上書、二八頁。斎藤『アメリカとは何か』一九一頁。近代に生まれた「普

遍的」とされる概念の絶対化はアメリカに限った現象ではない。例えばフランスでは世俗主義(antic)が絶対化される傾向があり、ムスリム市民との関係で軋轢要因となっている。

(68) 斎藤『アメリカとは何か』一二―一三頁、一九一頁。

(69) ハーツ、前掲書、三二八頁。アメリカでは一八七六年社会主義労働党が結成されたが、党員が殆どドイツ系移民であった事と、外来のものに対するアメリカ社会の危惧によって社会に浸透できなかった(斎藤・古矢、前掲書、二一九頁[斎藤氏執筆])。

(70) ハーツ、前掲書、三二七頁。これは中国など資本主義が未成熟であった国の社会主義化を説明する。

(71) この指摘は、アメリカ的自由は「凍結した階級や階級闘争という概念自体を否定する」(Hoover, *The Challenge*, p.32)というフーヴァーの観察とも符合する。

(72) ハーツ、前掲書、三九六―四〇〇頁。一九一七年のロシア革命がアメリカ社会に及ぼした衝撃は一九一九―二〇年の赤狩りとなって表れた。

(73) 同上書、三四九―三五四頁。

(74) 〈反イスラーム〉の語はイスラームやムスリムに対する単なる社会的偏見にとどまらず、その様な偏見をベースに政治化した対立意識を指す。近年ではテロを行うイスラーム過激派(註3)やそれに類すると考えられる勢力に関わる人々を排除しようとする意識が特にこれに該当するが、「基本的な問題はイスラームの原理主義ではない。問題はイスラームそのものなのだ」という言葉(サミュエル・ハンチントン著、鈴木主税訳『文明の衝突』集英社、一九九八年[原著一九九六年]、三二九頁)に象徴される様にアメリカ社会では一般ムスリム市民と過激派を区別せずに忌避(極端な場合はムスリムをテロリストと同一視)する傾向もある。この様な偏見に由来する漠然とした対立意識も含めて、本稿では〈反イスラーム〉と称する。

(75) サイドは西洋のイスラーム観が刑罰、独裁政治、中世風の論理、神政治とイスラームを結び付けてきたとし、イラン革命時にアメリカでその様な見方での敵対的な報道がなされた事を詳述する(エドワード・サイド著、浅井信雄ほか共訳『イスラーム報道』みすず書房、二〇〇三年[原著一九八一年]、九三頁・第二章)。

(76) Hoover, *Freedom Betrayed*, p.14.

(77) 但しキリスト教と共に言及されている事で否定的印象は幾分和らいでいる。

(78) ハンチントン、前掲書、三八七―三九四・三二九頁。

(79) イスラームは神に対する人間の絶対的服従を根本教義とするため、欧米的な意味での人間の「自由」への本質的脅威と捉えられる事がある。

(80) 斎藤氏の議論に従えば、より正確には、共産主義のみならずヨーロッパ絶対主義とカトリックをも排除した精神である(斎藤『アメリカとは何か』一九一頁)。

(81) Nash, "Editor's Introduction," pp.xxv-xxvii.

(82) Hoover, *Freedom Betrayed*, pp.114-115.「思想は戦艦や飛行機では治せない」と同趣旨の考え方は共著文献にも見える。「個人の自由と自由意志のイデオロギーは機関銃で押し付けられるものではない。間違った考えは戦争や条約によって治され得るものではない。それらは心と魂の問題である」(Hoover and Gibson, *op.cit.*, pp.205-206)。

(83) Hoover, *Freedom Betrayed*, pp.823-824 (Appendix).

(84) 斎藤『アメリカとは何か』三九・一八九―一九四頁。フヴァアの孤立主義的言説にはワシントン(例えば「告別演説」)やジェファソンの強い影響が見られる。斎藤・古矢、前掲書、六八―六九頁(斎藤氏執筆)。Hoover, *Freedom Betrayed*, p.109 (ローズヴェルトの初期の孤立主義はワシントンの影響であったとする)。

(85) 日本の降伏を見すえた皇室存続の提言や蔭介石への支援を含む(Hoover,

Freedom Betrayed, pp.536-537, p.636)。

(86) 湾岸戦争の際、ブッシュ大統領はアメリカが「ヴェトナムの悪夢」をイラクの砂漠に葬り去ったと宣言し、アメリカ人の多くは冷戦の終結と湾岸戦争によって「アメリカの力」への信頼を取り戻したとされる(斎藤・古矢、前掲書、二八六頁「古矢氏執筆」)。しかし現実にはヴェトナム戦争と湾岸戦争の間にも、ヴェトナムの教訓を生かしたとは言えない軍事侵攻(一九八〇年代のグレナダ、パナマ侵攻等)があった。

(87) フヴァアが示したアメリカとは異なる文化伝統への畏怖の例として、ヨーロッパについては本稿で見た通りである。その他例えば日本については一九四五年五月末のトルーマン大統領に対する皇室存続の提言と、トルーマンに提出した「連合国は…日本の新生活様式に…介入するという願望を持っていな」という文言を含む、対日見解を述べた覚書を参照(Hoover, *Freedom Betrayed*, pp.536-537)。

(88) かつて想定しているのは主に、フクヤマの『歴史の終わり』(ランシス・フクヤマ著、渡部昇一訳『歴史の終わり』上下、三笠書房、一九九二年)とハンチントンの『文明の衝突』である。

(89) Hoover, *Wilson*, p.19. アメリカは一九一七年四月六日に参戦。

(90) Smith, *FDR*, p.487. アメリカは一九四一年十二月七日(日本時間八日)に参戦。

(91) 「他国民をわれわれ自身を尺度として判断する傾向」(ハーツ、前掲書、三九九頁)を言い換えた表現。

(92) Hoover, *The Challenge*, pp.18-19, p.21.

(93) マイケル・ウォルツァー著、萩原能久監訳『正しい戦争と不正な戦争』風行社、二〇一四年(原著一九七七年)・一九四―二〇五頁(S.MILL, "A Few Words on Non-Intervention," *Dissertations and Discussions III*, New York, 1873, pp.238-263)。

- (94) アメリカではヴェトナム戦争後、ウォルツァーの研究の様に、介入の要件の理論的研究が生まれている。
- (95) Timothy Snyder, *Black Earth*, New York: Tim Duggan Books, 2015.
- (96) ハサン・バンナー著、横田貴之ほか編訳『ムスリム同胞団の思想(上)』岩波書店、二〇一五年、一八四頁(「イスラーム体制の下における我々の問題」一九四七年)。
- (97) バンナーはアメリカ等が主導する国連の、これらの地域への対処にも批判的であった(同上書、一八三頁)。
- (98) レフ・トロツキー著、藤井一行訳『裏切られた革命』岩波書店、二〇一四年(原著一九三六年)、一三一頁及び第V章第二節など。『裏切られた革命』第四インター版がスタンフォード大学フーヴァー研究所のボリス・ニコラエフスキー・コレクションの中にある(藤井一行「訳者あとがき」四〇七頁)という事情を考えても、フーヴァーが同書を意識して『裏切られた自由』という題にしたとの推測は成り立つ。『テルミドル』『ジャコバン』はフランス革命との比較を念頭においたトロツキーの比喩。
- (99) 「人間の思想は：すべてイデオロギー的である」(カール・マンハイム著、高橋徹・徳永恂訳『イデオロギーとユートピア』中央公論新社、二〇〇六年[原著一九二九年]、一四八頁)というマンハイムの言はマルクス主義に向けられていたが、自由主義にも向けられ得るとした場合、今日的意味を帯びる。